七　火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場が二以上隣接し、中間の土堤を兼用するときは、その土堤に通路を設けないこと。この場合において、第四号ただし書の規定は、適用しない。

八　［略］

（簡易土堤）

第三十一条の二　簡易土堤を設ける場合にあっては、前条第一号から第三号まで及び第七号の規定のほか、次の各号の規定によらなければならない。

一～三　［略］

（火薬類取扱所）

第五十二条　［略］

２・３　［略］

４　第五十四条の三に規定する構造物解体発破を行う場合であって、消費場所において、当該構造物の周辺に火薬類取扱所を設けることができる場所がない場合には、前項の規定にかかわらず、当該構造物の内部に第一項の火薬類取扱所を設けることができる。この場合において、同項の火薬類取扱所は、前項第一号、第四号から第六号まで及び第八号から第十三号までの規定によるほか、次の各号の規定によらなければならない。

一～三　［略］

（安定度試験を実施すべき火薬類の期間）

第五十七条　法第三十六条第一項に規定する安定度試験を実施すべき火薬類の期間は、硝酸エステル又はこれを含有する火薬若しくは爆薬にあっては、製造後一年とする。

［削る］

［削る］

２　前項の火薬又は爆薬であって、製造年月日の不明なものは製造後二年以上を経過したものとみなす。

（安定度試験）

第五十八条　法第三十六条第一項の安定度試験の方法は、次条及び第六十条に定める遊離酸試験及び耐熱試験とし、その実施区分は次表による。

火薬類の種類	実施区分	
硝酸エステル又はこれを含有する火薬若しくは爆薬	製造後一年以上を経過したもの	年に一回遊離酸試験又は耐熱試験を行うこと。
	製造後二年以上を経過したもの	製造年月日から二年を経過した月から三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。
	製造年月日不明のもの	入手後直ちに耐熱試験を行い、当該試験日から、三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。

六　火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場が二以上隣接し、中間の土堤を兼用するときは、その土堤に通路を設けないこと。

七　［略］

（簡易土堤）

第三十一条の二　簡易土堤を設ける場合にあっては、前条第一号から第三号まで及び第六号の規定のほか、次の各号の規定によらなければならない。

一～三　［略］

（火薬類取扱所）

第五十二条　［略］

２・３　［略］

４　第五十四条の三に規定する構造物解体発破を行う場合であって、消費場所において、当該構造物の周辺に火薬類取扱所を設けることができる場所がない場合には、前項の規定にかかわらず、当該構造物の内部に第一項の火薬類取扱所を設けることができる。この場合において、同項の火薬類取扱所は、前項第一号、第三号の二から第六号まで及び第八号から第十三号までの規定によるほか、次の各号の規定によらなければならない。

一～三　［略］

（安定度試験を実施すべき火薬類の期間）

第五十七条　法第三十六条第一項に規定する安定度試験を実施すべき火薬類の期間は、左の各号に掲げるものとする。

一　硝酸エステルおよびこれを含有する火薬または爆薬にあつては、製造後一年

二　硝酸エステルを含有しない爆薬にあつては、製造後三年

２　前項第一号の火薬または爆薬で、製造年月日の不明なものは製造後二年以上を、同項第二号の爆薬で製造年月日の不明なものは製造後三年以上を経過したものとみなす。

（安定度試験）

第五十八条　法第三十六条第一項の安定度試験の方法は、次条から第六十一条までに定める遊離酸試験、耐熱試験および加熱試験とし、その実施区分は左表による。

火薬類の種類	実施区分	
硝酸エステルおよびこれを含有する火薬または爆薬	製造後一年以上を経過したもの	年に一回遊離酸試験または耐熱試験を行うこと。
	製造後二年以上を経過したもの	製造年月日から二年を経過した月から三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。
	製造年月日不明のもの	入手後直ちに耐熱試験を行い、当該試験日から、三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。